

○香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域課題又は行政課題の解決を目指す市民活動を支援し、市民活動団体の自立及び市民活動の活性化を促進するため、市民活動団体が提案し実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政提案型事業 市がテーマ、計画、事業等の概要をあらかじめ示し、市民活動団体が企画提案を行い、市と協働で行う事業
- (2) 市民提案型事業 市民活動団体が自ら企画提案し、主体的に行う事業
- (3) スタートアップ事業 申請年度の4月1日前において香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金の交付を受けたことがない市民活動団体が自ら企画提案し、主体的に行う事業

(団体の要件)

第3条 市に補助事業の提案をすることができる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 活動拠点又は事務所が市内にあり、構成員の過半数が市内に在住、在勤、又は在学していること。
- (2) 規約、会則等を有し、適正な会計処理が行われていること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団の統制下にある団体又はその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施する事業で、かつ、第5次香芝市総合計画の推進に資する別表第1に掲げる活動における地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られる事業であること。
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動における事業であること。
- (3) 専ら営利を目的としない事業であること。
- (4) 市民を主たる対象とする事業であること。
- (5) 事業を行う団体等の構成員のみを対象とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。

- (8) 施設等の建設や整備を目的とするものでないこと。
- (9) 市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施期間(第7条第3項の規定による交付決定(以下「交付決定」という。)の日から当該交付決定の日の属する年度の末日までの期間をいう。)内において当該補助事業に要した経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定の前日において補助事業に要した経費のうち、市長が必要と認めたものは、補助対象経費とすることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者は、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体等概要調書(第2号様式)
- (2) 補助事業実施計画書(第3号様式)
- (3) 補助事業収支予算書(第4号様式)
- (4) 補助事業実施スケジュール(第5号様式)
- (5) 規約若しくは会則又はこれに準ずる書類

3 行政提案型事業に申請する団体は、申請しようとする行政提案型事業のテーマに係る課等(以下「事業担当課」という。)と、申請前に協議を行い、互いに課題や目標を共有し、共に企画するものとする。

(審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請された事業について、香芝市まちづくり提案活動支援事業審査委員会(以下「委員会」という。)に審査させるものとする。

2 事業担当課は、前条第3項の規定により協議を行い、当該協議を行った団体が協議を行った事業について補助金の申請を行った場合は、当該協議内容等を香芝市まちづくり提案活動支援事業意見書(第6号様式)に記載し、委員会へ提出するものとする。

3 市長は、委員会からの審査結果に基づき補助金交付の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するとともに市民に公表するものとする。

(補助金の種類及び補助金額)

第8条 補助金の種類及び補助金額は、予算の範囲内において次に掲げる額のうち最も低い額とする。

- (1) 補助対象経費に別表第3に定める補助率を乗じて得た額
- (2) 補助対象事業の実施に要する経費から当該補助対象事業による収入を控除した額
- (3) 別表第3に定める補助限度額

(補助金の概算払)

第9条 補助金は、市長が必要と認めるときは、概算払により支払うことができるものとする。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金概算払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 補助事業者が補助金の交付の決定を受けた後、やむを得ない理由により補助事業の計画を変更(廃止及び中止を含む。)しようとするときは、香芝市まちづくり提案活動支援事業計画変更承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、変更内容等を検討のうえ承認をしたときは、香芝市まちづくり提案活動支援事業計画変更承認通知書(第10号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(報告書の提出)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金実績報告書(第11号様式)に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業収支決算書(第12号様式)
- (2) 補助事業の実施に要した費用の領収書その他の支出を証すべき書面の写し
- (3) その他補助事業の成果が確認できる記録写真等の資料

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金額を確定し、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金確定通知書(第13号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者(第9条の規定により概算払を受けたものを除く。)は、香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金交付請求書(第14号様式)により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の精算)

第14条 第9条の規定により概算払を受けた補助事業者は、第12条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市まちづくり提案活動支援事業補助金概算払精算書兼請求書(第15号様式)により補助金を精算しなければならない。

(成果の公表)

第15条 市長は、広く市民活動を促進するため、補助事業の成果を市民に公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第4条関係)

第5次香芝市総合計画の推進に資する活動の種類

部門	活動の種類
子育て・教育	未来を創造する子どもたちのための取組
健康・福祉	健康で自分らしく過ごすことができるまちづくりのための取組
人権・協働・文化	誰もが等しく、生涯輝き続ける環境づくりのための取組
産業・観光	まちの活力と魅力の向上のための取組
安全・安心	まちと人の安全・安心のための取組
自然・環境・都市基盤	自然と調和した快適で便利な暮らしのための取組

別表第2(第5条関係)

補助対象経費の種類

区分	経費の種類
報償費	講習会、研修会などの講師への謝礼(ただし、団体の構成員に対するものは除く。)
旅費	講師等交通費、市外への交渉等に要する交通費等(公共交通機関の利用に係るものに限る。)
需用費	事業に直接必要とされる品、会議資料、活動資料、プログラム、チラシ、ポスター等の印刷、材料費、文具等購入費、事業実施に係る燃料費(自家用車を利用する場合を除く。)及び光熱水費等
役務費	通信運搬費(切手・はがき等)、保険料、広告料等
使用料及び賃借料	会議室使用料、車両借上料、機材レンタル料等
備品購入費	事業に必要と認められる備品
委託料	会場警備業務、人員誘導及び整理業務等の事業の実施に直接必要なもので、外部に委託するための経費
その他の経費	事業の性質上、市長が特に必要と認める経費

別表第3(第8条関係)

補助金の種類及び補助金額

補助金の種類	行政提案型事業	市民提案型事業	スタートアップ事業
補助率	10分の7.5 (備品購入費にあっては、10分の2.5)	1～3回目 10分の5 4回目 10分の4 5回目 10分の3 (備品購入費にあっては、10分の2.5)	10分の10
補助限度額	75万円	1～3回目 50万円 4回目 40万円 5回目 30万円	10万円

備考

- 1 申請は、1団体につき、1年度当たり、行政提案型事業及び市民提案型事業それぞれ1件まで又はスタートアップ事業1件とする。
- 2 市民提案型事業に係る補助金の交付は、同一事業につき5回を限度とする。
- 3 スタートアップ事業に係る補助金の交付は、1団体につき1回を限度とする。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 5 市民提案型事業にあつては、市民活動団体が設立後3年以内であるときは、1回目に限り補助率を10分の7.5とすることができる。